

社会福祉法人千厩寿慶会役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人千厩寿慶会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員並びに法人が委嘱した委員（以下「役員等」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等に対しては、職務執行の対価として、報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては報酬等を支給しない。

(報酬等の額の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 費用については、別表2に定める額
- (3) 役員等が職務のため出張したときは、旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 理事長及び常務理事の報酬については、毎月15日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規程第38条の規定に準じて支給する。
 - (2) 前号以外の役員等については、翌月15日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規程第38条の規定に準じて支給する。
- 2 報酬等は、通貨により本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額および本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の計算)

第5条 新たに理事長及び常務理事に就任した者には、その日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合は、その日の属する月）から報酬を支給する。

- 2 理事長及び常務理事が退任し、又は解任された場合は、その日の属する月まで報酬を支給する。

(端数の処理)

第6条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し、必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成29年6月29日から施行する。
- 2 社会福祉法人千厩寿慶会理事長報酬規程は廃止する。
- 3 社会福祉法人千厩寿慶会常務理事の報酬等に関する規程は廃止する。
- 4 社会福祉法人千厩寿慶会役員実費弁償規程は廃止する。

附 則

この規程は、平成31年3月28日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年6月22日から施行する。

別表1（役員等の報酬の額）

役職名	報酬の額	年間報酬限度額	備考
理事長	月額 80,000円	960,000円	
常務理事	月額 140,000円	1,900,000円	法人の事務局長を兼務する場合、左記の報酬月額に100分の13を加算する
理事	日額 8,000円	1人当たり256,000円	理事会等会議、法人業務等の出勤
全理事年間報酬限度額		3,628,000円	
監事	日額 8,000円	1人当たり208,000円	理事会等会議、法人業務等の出勤
	日額 12,000円		監事会監査の出勤
全監事年間報酬限度額		416,000円	
評議員	日額 5,000円	1人当たり 20,000円	評議員会等会議、法人業務等の出勤
全評議員年間報酬限度額		140,000円	定款第8条に定める額
法人の委員	日額 5,000円		委員会等会議、法人業務等の出勤

別表2（役員等の費用の額）

役職名	費用の額	備考
理事長	月額 職員給与規程の通勤手当の1/5	
常務理事	月額 職員給与規程の通勤手当の3/5	
上記以外	交通費実費	